

平成 2 9 年 3 月 6 日

第 1 回 大垣市議会定例会議案

目 次

議第 2 号	平成 2 9 年度大垣市一般会計予算
議第 3 号	平成 2 9 年度大垣市物品調達会計予算
議第 4 号	平成 2 9 年度大垣市公共用地先行取得事業会計予算
議第 5 号	平成 2 9 年度大垣市交通災害共済事業会計予算
議第 6 号	平成 2 9 年度大垣市国民健康保険事業会計予算
議第 7 号	平成 2 9 年度大垣市国民健康保険直営診療施設事業会計予算
議第 8 号	平成 2 9 年度大垣市後期高齢者医療事業会計予算
議第 9 号	平成 2 9 年度大垣市介護保険事業会計予算
議第 1 0 号	平成 2 9 年度大垣市簡易水道事業会計予算
議第 1 1 号	平成 2 9 年度大垣市市行造林事業会計予算
議第 1 2 号	平成 2 9 年度大垣市公設地方卸売市場事業会計予算
議第 1 3 号	平成 2 9 年度大垣市公共下水道事業会計予算
議第 1 4 号	平成 2 9 年度大垣市特定環境保全公共下水道事業会計予算
議第 1 5 号	平成 2 9 年度大垣市農業集落排水事業会計予算
議第 1 6 号	平成 2 9 年度大垣市駐車場事業会計予算
議第 1 7 号	平成 2 9 年度大垣市競輪事業会計予算
議第 1 8 号	平成 2 9 年度大垣市牧田財産区会計予算
議第 1 9 号	平成 2 9 年度大垣市一之瀬財産区会計予算
議第 2 0 号	平成 2 9 年度大垣市時財産区会計予算
議第 2 1 号	平成 2 9 年度大垣市病院事業会計予算
議第 2 2 号	平成 2 9 年度大垣市水道事業会計予算
議第 2 3 号	平成 2 8 年度大垣市一般会計補正予算（第 4 号）
議第 2 4 号	平成 2 8 年度大垣市公共下水道事業会計補正予算（第 2 号）
議第 2 5 号	平成 2 8 年度大垣市水道事業会計補正予算（第 1 号）
議第 2 6 号	大垣市養老線支援基金条例の制定について
議第 2 7 号	大垣市職員定数条例の一部改正について
議第 2 8 号	大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について
議第 2 9 号	大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について
議第 3 0 号	大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部改正について
議第 3 1 号	大垣市税条例等の一部改正について
議第 3 2 号	大垣市手数料徴収条例の一部改正について
議第 3 3 号	大垣市日本昭和音楽村条例の一部改正について
議第 3 4 号	大垣市国民健康保険条例の一部改正について

- 議第 3 5 号 大垣市視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について
- 議第 3 6 号 上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市介護保険条例の適用の
経過措置に関する条例の廃止について
- 議第 3 7 号 大垣市未来ビジョン基本構想の策定について
-
- 報第 1 号 専決処分の報告並びにその承認について
- 報第 2 号 専決処分の報告について
- 報第 3 号 専決処分の報告について
- 報第 4 号 専決処分の報告について

議第23号

平成28年度大垣市一般会計補正予算（第4号）

平成28年度大垣市の一般会計補正予算（第4号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,698,800千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ61,718,100千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（債務負担行為の補正）

第2条 債務負担行為の変更及び追加は、「第2表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

第3条 地方債の変更及び追加は、「第3表 地方債補正」による。

（繰越明許費の補正）

第4条 繰越明許費の追加は、「第4表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)			
款	項	補正前の額	補正額	計	
1. 市	税	26,400,000	304,000	26,704,000	
	2. 固定資産税	12,157,600	289,000	12,446,600	
	6. 都市計画税	2,071,000	15,000	2,086,000	
12. 分担金及び負担金		473,841	△6,100	467,741	
	1. 負担金	473,841	△6,100	467,741	
14. 国庫支出金		7,610,185	△180,300	7,429,885	
	1. 国庫負担金	5,109,335	△2,900	5,106,435	
	2. 国庫補助金	2,469,490	△177,400	2,292,090	
15. 県支出金		3,606,705	4,500	3,611,205	
	1. 県負担金	2,063,370	1,900	2,065,270	
	2. 県補助金	1,189,237	2,600	1,191,837	
16. 財産収入		56,290	276,000	332,290	

	2. 財 産 売 払 収 入	—	276,000	276,000
17. 寄 附 金		54,980	153,000	207,980
	1. 寄 附 金	54,980	153,000	207,980
19. 繰 越 金		1,385,000	929,500	2,314,500
	1. 繰 越 金	1,385,000	929,500	2,314,500
21. 市 債		5,467,900	218,200	5,686,100
	1. 市 債	5,467,900	218,200	5,686,100
歳 入	合 計	60,019,300	1,698,800	61,718,100

(単位：千円)

歳 出		補正前額			補正額		計
款	項	補正前額	補正額	補正額	計		
2. 総務費		6,896,660	1,609,400		8,506,060		
	1. 総務管理費	4,163,950	1,577,500		5,741,450		
	2. 市民活動費	592,650	31,900		624,550		
3. 民生費	8. 交通安全対策費	865,820	—		865,820		
		21,928,970	73,100		22,002,070		
	1. 社会福祉費	4,685,110	26,400		4,711,510		
8. 土木費	2. 老人福祉費	2,329,240	△12,900		2,316,340		
	3. 児童福祉費	9,721,630	59,600		9,781,230		
		7,458,760	△155,500		7,303,260		
2. 道路橋りょう費		1,502,780	△70,900		1,431,880		
	3. 河川水路費	1,141,930	△28,500		1,113,430		
	4. 都市計画費	2,354,120	△57,100		2,297,020		

	5. 住 宅 費	349,560	2,100	351,660
	6. 繰 出 金	1,861,860	△1,100	1,860,760
10. 教 育 費		6,347,350	171,800	6,519,150
	1. 教 育 総 務 費	877,930	13,400	891,330
	2. 小 学 校 費	1,106,130	158,400	1,264,530
歳 出	合 計	60,019,300	1,698,800	61,718,100

第2表 債務負担行為補正

変更 (単位：千円)

事項	項目	補正前		補正後	
		補正期間	限度額	補正期間	限度額
まちなか住宅取得支援利子補給		平成29年度～平成32年度	24,000	平成29年度～平成32年度	48,000

追加 (単位：千円)

事項	項目	期間		限度額
		期	間	
三城幼児保育園建設事業		平成29年度	～平成30年度	667,600
三城幼児保育園建設工事監理委託		平成29年度	～平成30年度	14,000

第3表 地方債補正

変更

(単位：千円)

起債の目的	限度		額	
	補正	前	補正	後
自転車駐車場建設事業	111,000		129,300	
子育て支援施設整備事業	123,200		181,200	
幼保園建設事業	660,500		722,600	
道路整備事業	409,300		336,700	
急傾斜地崩壊対策事業	13,500		5,800	
市街地再開発事業	350,200		387,700	
公園整備事業	105,000		89,700	
大垣駅南口エスカレーター一整備事業	84,900		100,500	
学校教育施設整備事業	239,100		349,500	
計	5,467,900		5,686,100	

追加

(単位：千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利率	償還の方法
男女共同参画センター整備事業	11,900	普通貸借又は証券発行	6.0%以内 (ただし、利率見直し方式で借り入れる資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率)	政府資金については、その融資条件により、銀行その他の場合には借入先と協定し、その条件に従うものとする。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは、繰上償還又は低利に借り換えることができる。

第4表 繰越明許費補正

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
2. 総務費	2. 市民活動費	男女共同参画センター整備事業	31,900
	4. 戸籍住民基本台帳費	個人番号カード交付金	14,890
3. 民生費	1. 社会福祉費	経済対策支給福祉事業	121,800
	2. 老人福祉費	地域密着型介護サービス施設整備	32,000
		地域整備	福祉空助
10. 教育費	3. 児童福祉費	三城幼稚園建設事業	117,300
	2. 小学校費	小学校トイレ改修事業	86,500
		小学校外壁改修事業	193,800
		小学校グラウンド改修事業	55,200

平成28年度大垣市一般会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 1. 市税

(項) 2. 固定資産税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 固定資産税	12,148,000	289,000	12,437,000	1. 現年課税分	289,000	累計
計	12,157,600	289,000	12,446,600			

(款) 1. 市税

(項) 6. 都市計画税

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 都市計画税	2,071,000	15,000	2,086,000	1. 現年課税分	15,000	累計
計	2,071,000	15,000	2,086,000			

(款) 12. 分担金及び負担金

(項) 1. 負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費負担金	461,927	△6,100	455,827	2. 老人福祉費負担金	△6,100	累計
計	473,841	△6,100	467,741			老人保護措置費

(款) 14. 国庫支出金
(項) 1. 国庫負担金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費国庫負担金	5,080,891	△2,900	5,077,991	1. 社会福祉費	8,400	累計 障害者自立支援給付費(訓練等給付費) 共同生活援助給付費 16,800×1/2 1,120,287
				2. 児童福祉費	△11,300	累計 児童手当給付費 3歳未満(被用者) △4,500×37/45 △3,700 3歳未満(非被用者) △11,190×4/6 △7,460 3歳~小学校修了前 △8,220×4/6 △5,480 中学生 3,150×4/6 2,100 特例給付 4,860×4/6 3,240
計	5,109,335	△2,900	5,106,435			

(款) 14. 国庫支出金
(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費国庫補助金	425,686	△27,600	398,086	1. 総務管理費	△27,600	累計 318,196

目	補正前の額	補正額	計	節		明
				区分	金額	
						社会資本総合整備事業費 16,500 屋敷地区都市再生整備計画事業費 公園整備事業費 大垣駅周辺地区都市再生整備計画事業費 $\Delta 57,300$ 大垣駅西自転車駐車場建設事業費 $\Delta 18,900$ 市街地再開発事業費 $\Delta 27,500$ 大垣駅南口エスカレーター一整備事業費 $\Delta 10,900$ 地方創生拠点整備交付金事業費 13,200 男女共同参画センター整備事業費 $26,400 \times 1/2$
2. 民生費 国庫補助金	819,130	$\Delta 131,500$	687,630	1. 社会福祉費	$\Delta 42,000$	累計 623,868 臨時福祉給付金支給事業費 $\Delta 9,000$ 年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費 $\Delta 33,000$
				2. 児童福祉費	$\Delta 95,000$	累計 52,209 社会資本総合整備事業費 子育て支援施設整備事業費
				4. 老人福祉費	5,500	累計 8,300 地域介護・福祉空間整備等施設整備事業費 $5,500 \times 10/10$
4. 土木費 国庫補助金	587,332	$\Delta 69,200$	518,132	1. 道路橋りょう費	$\Delta 29,450$	累計 226,345 社会資本総合整備事業費 道路整備事業費

					2. 都 市 計 画 費	△30,150	累 計 社会資本総合整備事業費 木造住宅耐震補強工事助成事業費 △6,700 市街地再開発事業費 △18,500 道路整備事業費 △4,950	279,187
				3. 住 宅 費		△9,600	累 計 社会資本総合整備事業費 まちなか住宅取得支援事業費 △19,200×1/2	12,600
				2. 小 学 校 費		45,200	累 計 学校施設整備費 大規模改造 103,200×1/3 屋外運動場 32,400×1/3	97,689
				4. 幼 稚 園 費		5,700	累 計 幼稚園施設整備費 園舎 17,100×1/3	25,324
5. 教育費国庫補助金	137,568	50,900	188,468					
計	2,469,490	△177,400	2,292,090					

(款) 15. 県支出金
(項) 1. 県負担金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 民生費県負担金	2,039,824	1,900	2,041,724	1. 社会福祉費	4,200	累計 障害者自立支援給付費 (訓練等給付費) 共同生活援助給付費 16,800×1/4 530,893
				3. 児童福祉費	△2,300	累計 児童手当給付費 3歳未満 (被用者) △4,500×4/45 △400 3歳未満 (非被用者) △11,190×1/6 △1,865 3歳～小学校修了前 △8,220×1/6 △1,370 中学生 3,150×1/6 525 特例給付 4,860×1/6 810 753,815
計	2,063,370	1,900	2,065,270			

(款) 15. 県支出金
(項) 2. 県補助金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 民生費県補助金	759,405	17,300	776,705	3. 福祉医療費	17,300	累計 重度心身障害者医療費 34,600×1/2 614,213

6. 土木費県補助金	110,769	△14,700	96,069	3. 河川水路費	△9,400	累計 急傾斜地崩壊対策事業費 △14,100×2/3	11,100
				4. 都市計画費	△5,300	累計 木造住宅耐震補強工事助成事業費 市街地再開発事業費	69,361 △3,550 △1,750
計	1,189,237	2,600	1,191,837				

(款) 16. 財産収入

(項) 2. 財産売却収入

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 不動産売却収入	-	276,000	276,000	1. 土地売却収入	276,000	明
計	-	276,000	276,000			

(款) 17. 寄附金

(項) 1. 寄附金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務費寄附金	50,020	153,000	203,020	1. 総務管理費	153,000	明
計	54,980	153,000	207,980			
						累計 203,010

(款) 19. 繰越金
(項) 1. 繰越金

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 繰越金	1,385,000	929,500	2,314,500	1. 繰越金	929,500	
計	1,385,000	929,500	2,314,500			

(款) 21. 市債
(項) 1. 市債

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 総務債	316,900	30,200	347,100	1. 総務債	30,200	自転車駐車場建設事業債 男女共同参画センター整備事業債
2. 民生債	429,500	120,100	549,600	2. 児童福祉債	120,100	累計 子育て支援施設整備事業債 保育園建設事業債
5. 土木債	1,095,700	△42,500	1,053,200	1. 土木債	△45,900	累計 道路整備事業債 急傾斜地崩壊対策事業債
				2. 都市計画債	3,400	累計 市街地再開発事業債 道路整備事業債 公園整備事業債 大垣駅南口エスカレーター整備事業債

7. 教	育	債	326,500	110,400	436,900	1. 教	育	債	110,400	学校教育施設整備事業債
	計		5,467,900	218,200	5,686,100					

2 歳 出

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				国県支出金	特定地方債	その他				
1. 一般管理費	987,450	148,500	1,135,950	-	-	148,500	3. 職員手当等	148,500	累計 退職手当	640,850
7. 財産管理費	877,040	776,000	1,653,040	-	-	276,000	25. 積立金	776,000	累計 公共施設整備基金積立金	788,700
9. 企画費	286,290	153,000	439,290	-	-	153,000	25. 積立金	153,000	累計 水都大垣ふるさと応援基金積立金	153,370
21. 諸費	140,900	500,000	640,900	-	-	500,000	25. 積立金	500,000	累計 財政調整基金積立金 減債基金積立金	512,500 300,000 200,000
計	4,163,950	1,577,500	5,741,450	-	-	429,000				

(款) 2. 総務費

(項) 2. 市民活動費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				財源			区分	金額		
				国県支出金	特定地方債	その他				
2. 男女共同参画推進費	37,820	31,900	69,720	13,200	11,900	6,800	15. 工事請負費	31,000	累計	32,400
計	592,650	31,900	624,550	13,200	11,900	6,800	18. 備品購入費	900	累計 初年度備品購入費	1,616

(款) 2. 総務費

(項) 8. 交通安全対策費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源			一般財源	区分	金額	
				特 定 財 債	地方債	その他				
2. 自転車駐車 場建設費	192,700	-	192,700	△18,900	18,300	-	600			
計	865,820	-	865,820	△18,900	18,300	-	600			

(款) 3. 民生費

(項) 1. 社会福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				財源			一般財源	区分	金額	
				特 定 財 債	地方債	その他				
2. 障害者 福祉費	2,604,410	16,800	2,621,210	12,600	-	-	4,200	20. 扶 助 費	16,800	累計 共同生活援助給付費 2,425,260
3. 心身障害者 医療費	1,059,450	51,600	1,111,050	17,300	-	-	34,300	20. 扶 助 費	51,600	累計 心身障害者医療扶助費 1,079,100
6. 臨時福祉 給付金支 給事業費	574,400	△9,000	565,400	△9,000	-	-	-	19. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△9,000	累計 臨時福祉給付金 495,000
7. 年金生活者 等支援臨時 福祉給付金 支給事業費	60,000	△33,000	27,000	△33,000	-	-	-	19. 負 担 金 補 助 及 び 交 付 金	△33,000	年金生活者等支援臨時福祉給付金
計	4,685,110	26,400	4,711,510	△12,100	-	-	38,500			

(款) 3. 民生費
(項) 2. 老人福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分		金額	
1. 老人福祉対策費	548,470	△12,900	535,570	5,500	-	△6,100	△12,300	13. 委託料	△18,400	累計 養老学園管理委託料	224,633
計	2,329,240	△12,900	2,316,340	5,500	-	△6,100	△12,300	19. 負担金補助及び交付金	5,500	累計 地域介護・福祉空間整備等事業補助金	157,268

(款) 3. 民生費
(項) 3. 児童福祉費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				国県支出金	特定地方債	財源その他	一般財源	区分		金額	
3. 子育て総合支援センター整備費	269,000	-	269,000	△95,000	58,000	-	37,000				
5. 児童手当費	2,739,030	△15,900	2,723,130	△13,600	-	-	△2,300	20. 扶助費	△15,900	累計 児童手当	2,695,680
9. 幼稚園建設費	853,600	75,500	929,100	5,700	62,100	-	7,700	13. 委託料	△38,300	累計 設計委託料 工事監理委託料	48,280 △41,800 3,500
計	9,721,630	59,600	9,781,230	△102,900	120,100	-	42,400	15. 工事請負費	113,800	累計	795,800

(款) 8. 土木費
(項) 2. 道路橋りょう費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
3. 道路新設改良費	505,390	△60,900	444,490	△24,775	△34,800	-	△1,325	13. 委託料	△5,000	累計 設計委託料	23,700
								15. 工事請負費	△18,700	累計	353,200
								17. 公有財産購入費	△4,000	累計 土地購入費	30,100
								19. 負担金補助及び交付金	△33,200	累計 県単独道路改良事業負担金	7,800
4. 橋りょう新設改良費	10,000	△10,000	0	△4,675	△3,400	-	△1,925	15. 工事請負費	△10,000		
計	1,502,780	△70,900	1,431,880	△29,450	△38,200	-	△3,250				

(款) 8. 土木費
(項) 3. 河川水路費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明		
				特 定 財 源	地方債	その他	一般財源	区分		金額	
											国県支出金
2. 河川水路維持費	515,800	△11,000	504,800	-	-	-	△11,000	15. 工事請負費	△11,000	累計	262,100
3. 水路改良費	567,710	△17,500	550,210	△9,400	△7,700	-	△400	15. 工事請負費	△14,000	累計	453,700
								19. 負担金補助及び交付金	△3,500	累計 県施行急傾斜地崩壊対策事業負担金	4,000
計	1,141,930	△28,500	1,113,430	△9,400	△7,700	-	△11,400				

(款) 8. 土木費
(項) 4. 都市計画費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				国県支出金	特定財源	その他	区分	金額	
1. 都市計画 総務費	317,720	△13,800	303,920	△10,250	-	-	19. 負担金補助 及び交付金	△13,800	累計 木造住宅耐震補強工事費補助金 21,448
2. 市街地 整備費	967,260	-	967,260	△47,750	37,500	10,250			
4. 公園新設 改良費	161,100	-	161,100	16,500	△15,300	△1,200			
6. 街路事業費	79,670	△43,300	36,370	△4,950	△34,400	△3,950	12. 役務費	△500	累計 手数料 96
							13. 委託料	△2,100	累計 測量委託料外 8,600
							15. 工事請負費	△9,900	累計 800
							17. 公有財産 購入費	△17,100	累計 土地購入費 0
							19. 負担金補助 及び交付金	△13,200	累計 県施行街路事業負担金 6,092
							22. 補償補填及 び賠償金	△500	累計 物件補償費 0
7. 駅周辺施 設管理費	265,110	-	265,110	△10,900	15,600	△4,700			
計	2,354,120	△57,100	2,297,020	△57,350	3,400	△3,150			

(款) 8. 土木費
(項) 5. 住宅費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
3. 住宅対策費	83,220	2,100	85,320	△9,600	-	-	19. 負担金補助及び交付金	2,100	累計 まちなか住宅取得支援利子補給金 55,900
計	349,560	2,100	351,660	△9,600	-	-			

(款) 8. 土木費
(項) 6. 線出金 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
1. 公共水道費	1,623,160	△1,100	1,622,060	-	-	-	28. 線出金	△1,100	
計	1,861,860	△1,100	1,860,760	-	-	-			

(款) 10. 教育費
(項) 1. 教育総務費 (単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明
				特定財源	地方債	その他	区分	金額	
2. 事務局費	333,080	13,400	346,480	-	-	-	3. 職員手当等	13,400	累計 退職手当 169,470
計	877,930	13,400	891,330	-	-	-			

(款) 10. 教育費
(項) 2. 小学校費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			節		説明	
				国県支出金	特定財債	その他	一般財源	区分		金額
3. 学校営繕費	490,300	158,400	648,700	45,200	110,400	-	2,800	15. 工事請負費	158,400	618,500
計	1,106,130	158,400	1,264,530	45,200	110,400	-	2,800			

給 与 費 用 明 細 書

1. 一 般 職

(1) 総 括

区 分	職 員 数	給 与			共 済 費	合 計	備 考
		給 料	職 員 手 当	費 計			
補 正 後	1,147人	千円 4,079,000	千円 3,072,890	千円 7,151,890	千円 1,555,760	千円 8,707,650	
補 正 前	1,147	4,079,000	2,910,990	6,989,990	1,555,760	8,545,750	
比 較	0	0	161,900	161,900	0	161,900	

区 分	扶 養 手 当	地 域 手 当	住 居 手 当	通 勤 手 当	特 殊 勤 務 手 当	時 間 外 勤 務 手 当	宿 日 直 当	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当	管 理 手 当	期 末 勤 勉 手 当	退 職 手 当
補 正 後	114,340	128,140	42,770	78,510	45,100	459,530	6,200	430	59,420	1,584,140	554,310
補 正 前	114,340	128,140	42,770	78,510	45,100	459,530	6,200	430	59,420	1,584,140	392,410
比 較	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	161,900

職 員 手 当
の 内 訳

債務負担行為で翌年度以降にわたるものについての前年度末までの支出額又は支出額の見込み及び当該年度以降の支出予定額等に関する調書

(単位：千円)

事 項	限 度 額	支出予定額	前年度末までの 支出（見込）額		当該年度以降 の支出予定額	左 の 財 源 内 訳				
			期 間 年度 26～27	金 額		特 定 財 源	財 債	そ の 他	一 般 財 源	
ま ち な か 住 宅 取 得 支 援 利 子 補 給	120,000	74,400	26～27	5,000	28～32	69,400	15,600	—	—	53,800
	144,000	88,800	26～27	4,900	28～32	83,900	—	—	—	83,900
三 城 幼 保 園 建 設 事 業	667,600	667,600	—	—	29～30	667,600	26,469	522,200	—	118,931
三 城 幼 保 園 建 設 工 事 監 理 委 託	14,000	14,000	—	—	29～30	14,000	—	—	—	14,000

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区 分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
1. 普通債	3,615,400	3,833,600	33,750,513	33,968,713
(1) 公共事業等	792,400	721,700	3,431,072	3,360,372
(3) 学校教育	251,800	379,400	3,046,565	3,174,165
(4) 社会福祉	31,600	38,700	755,796	762,896
(6) 一般補助	-	11,900	588,677	600,577
(7) 施設整備(一般財源化分)	247,600	285,400	534,560	572,360
(8) 一般単独	1,020,500	1,125,000	8,329,273	8,433,773
合 計	5,467,900	5,686,100	63,166,348	63,384,548

議第24号

平成28年度大垣市公共下水道事業会計補正予算(第2号)

平成28年度大垣市の公共下水道事業会計補正予算(第2号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ157,800千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,245,200千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

(地方債の補正)

第2条 地方債の変更は、「第2表 地方債補正」による。

(繰越明許費の補正)

第3条 繰越明許費の追加は、「第3表 繰越明許費補正」による。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

第1表 歳入歳出予算補正

歳入		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
3. 国庫支出金		895,900	△17,800	878,100
	1. 国庫補助金	895,900	△17,800	878,100
4. 繰入金		1,623,160	△1,100	1,622,060
	1. 一般会計繰入金	1,623,160	△1,100	1,622,060
6. 市債		1,841,800	△138,900	1,702,900
	1. 市債	1,841,800	△138,900	1,702,900
歳入	合計	6,403,000	△157,800	6,245,200

歳出		(単位：千円)		
款	項	補正前の額	補正額	計
1. 公共下水道費		3,574,000	△157,800	3,416,200
	1. 公共下水道建設費	2,608,600	△157,800	2,450,800
歳出	合計	6,403,000	△157,800	6,245,200

第2表 地方債補正

(単位：千円)

起債の目的	限度		額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
公共下水道建設事業	1,376,300		1,237,400	
計	1,841,800		1,702,900	

第3表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 公共下水道費	1. 公共下水道建設費	大垣処理区終末処理施設整備事業	77,000

平成28年度大垣市公共下水道事業会計歳入歳出補正予算事項別明細書

1 歳入

(款) 3. 国庫支出金

(項) 1. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 公共下水道国庫補助金	895,900	△17,800	878,100	1. 下水道建設費	△17,800	
計	895,900	△17,800	878,100			

(単位：千円)

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 一般会計繰入金	1,623,160	△1,100	1,622,060	1. 一般会計繰入金	△1,100	
計	1,623,160	△1,100	1,622,060			

(単位：千円)

(款) 6. 市債

(項) 1. 市債

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
1. 公共下水道債	1,841,800	△138,900	1,702,900	1. 公共下水道債	△138,900	公共下水道建設事業債
計	1,841,800	△138,900	1,702,900			

(単位：千円)

2 歳 出

(款) 1. 公共下水道費

(項) 1. 公共下水道建設費

(単位：千円)

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳				節		説明
				国県支出金	地方債	繰入金	その他	区分	金額	
1. 総務費	153,600	-	153,600	-	△6,900	6,900	-			
2. 下水道施設	1,324,300	△136,800	1,187,500	△7,300	△122,600	△6,900	-	13. 委託料	△17,000	累計 設計委託料 78,700
								15. 工事請負費	△77,000	累計 汚水管渠布設工事費外 986,200
3. 終末処理施設	1,117,400	△21,000	1,096,400	△10,500	△9,400	△1,100	-	22. 補償補填及び賠償金	△42,800	累計 水道管移設補償費 115,800
								13. 委託料	△21,000	累計 設計委託料 50,000
計	2,608,600	△157,800	2,450,800	△17,800	△138,900	△1,100	-			

地方債の前前年度末における現在高並びに前年度末及び当該年度末における現在高の見込みに関する調書

(単位：千円)

区分	当該年度中起債見込額		当該年度末現在高見込額	
	補正前	補正後	補正前	補正後
1. 公営企業債	1,841,800	1,702,900	36,188,709	36,049,809
(1) 公共下水道	1,391,800	1,252,900	31,613,733	31,474,833
合計	1,841,800	1,702,900	36,188,709	36,049,809

議第25号

平成28年度大垣市水道事業会計補正予算（第1号）

（総則）

第1条 平成28年度水道事業会計の補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（収益的収入及び支出）

第2条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		収 入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業収益	2,229,000千円	△15,100千円	2,213,900千円
第2項 営業外収益	358,300千円	△15,100千円	343,200千円
		支 出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 水道事業費用	1,975,000千円	7,700千円	1,982,700千円
第1項 営業費用	1,798,200千円	△14,300千円	1,783,900千円
第2項 営業外費用	176,300千円	22,000千円	198,300千円

(資本的収入及び支出)

第3条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,144,000千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1,123,500千円」に、「当年度分損益勘定留保資金385,913千円」を「当年度分損益勘定留保資金365,413千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

		入	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的収入	108,000千円	△27,700千円	80,300千円
第2項 負担金	83,000千円	△27,700千円	55,300千円
		出	
(科 目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
第1款 資本的支出	1,252,000千円	△48,200千円	1,203,800千円
第1項 建設改良費	913,800千円	△48,200千円	865,600千円

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小 川 敏

平成28年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画

収益的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業収益			2,229,000	△ 15,100	2,213,900	
	2. 営業外収益		358,300	△ 15,100	343,200	
		3. 雑収益		163,900	△ 15,100	148,800

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 水道事業費用			1,975,000	7,700	1,982,700	
	1. 営業費用		1,798,200	△ 14,300	1,783,900	
		2. 配水及び給水費		408,800	△ 14,300	394,500
	2. 営業外費用		176,300	22,000	198,300	
		2. 消費税及び地方消費税		41,000	22,000	63,000

資本的収入及び支出

収入

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的収入			108,000	△ 27,700	80,300	
	2. 負担金		83,000	△ 27,700	55,300	
		2. 工事負担金		63,000	△ 27,700	35,300

支出

(単位：千円)

款	項	目	既決予定額	補正予定額	計	備考
1. 資本的支出			1,252,000	△ 48,200	1,203,800	
	1. 建設改良費		913,800	△ 48,200	865,600	
		2. 配水管布設工事費		686,000	△ 48,200	637,800

平成28年度大垣市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(平成28年4月1日から平成29年3月31日まで)

(単位：千円)

1. 業務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 当年度純利益	178,270
(2) 減価償却費	828,100
(3) 固定資産売却費	55,300
(4) 貸倒引当金の増減額(△は減少)	5,100
(5) 引当金(負債性引当金)の増減額(△は減少)	3,950
(6) 長期前受金戻入額	△ 193,700
(7) 受取利息及び受取配当金	△ 700
(8) 支払利息	127,100
(9) 未収金の増減額(△は増加)	3,739
(10) 未払金の増減額(△は減少)	74,818
(11) たな卸資産の増減額(△は増加)	1,100
小計	<u>1,083,077</u>
(12) 利息及び配当金の受取額	700
(13) 利息の支払額	<u>△ 127,100</u>
業務活動によるキャッシュ・フロー	956,677

2. 投資活動によるキャッシュ・フロー

(1) 有形固定資産の取得による支出	△ 806,300
(2) 国庫補助金等による収入	54,930
投資活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 751,370</u>

3. 財務活動によるキャッシュ・フロー

(1) 建設改良費等の財源に充てたるための企業債の償還による支出	△ 338,200
(2) 他会計からの出資による収入	25,000
財務活動によるキャッシュ・フロー	<u>△ 313,200</u>

資金増加額（又は減少額）

資金期首残高

△ 107,893

資金期末残高

2,242,381

2,134,488

平成28年度大垣市水道事業予定貸借対照表

(平成29年3月31日)

(単位：千円)

		資 産 の 部	
1. 固定資産			
(1) 有形固定資産			
イ 土地			366,807
ロ 建物		659,709	
	減価償却累計額	<u>△ 253,891</u>	405,818
ハ 構築物		28,404,546	
	減価償却累計額	<u>△ 11,977,151</u>	16,427,395
ニ 機械及び装置		3,515,650	
	減価償却累計額	<u>△ 1,746,248</u>	1,769,402
ホ 車両運搬具		16,531	
	減価償却累計額	<u>△ 15,013</u>	1,518
ヘ 工具、器具及び備品		16,084	
	減価償却累計額	<u>△ 14,248</u>	1,836
ト 建設仮勘定		<u>94,256</u>	
	有形固定資産合計	<u>19,067,032</u>	
	固定資産合計		19,067,032

4. 流動負債		
(1) 企業債		
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債		357,700
		<u>357,700</u>
(2) 未払金	企業債合計	357,700
(3) 引当金		452,250
イ 賞与引当金		
		<u>18,053</u>
(4) その他流動負債	引当金合計	18,053
イ 預り金		400
ロ 預り保証金		<u>1,000</u>
	その他流動負債合計	<u>1,400</u>
	流動負債合計	829,403

5. 繰延収益

(1) 長期前受金

イ 受贈財産評価額	422,308	
収益化累計額	<u>△ 78,037</u>	344,271
ロ 国庫補助金	8,202	
収益化累計額	<u>△ 7,025</u>	1,177
ハ 県補助金	5,720	
収益化累計額	<u>△ 4,164</u>	1,556
ニ 他会計補助金	14,519	
収益化累計額	<u>△ 13,807</u>	712
ホ 他会計負担金	469,403	
収益化累計額	<u>△ 258,381</u>	211,022
ヘ 工事負担金	7,023,321	
収益化累計額	<u>△ 3,284,892</u>	<u>3,738,429</u>
		<u>4,297,167</u>
	長期前受金合計	<u>4,297,167</u>
	繰延収益合計	<u>10,311,303</u>
	負債合計	

		資 本 部	の	資 本 部
6.	資 本 金			9,746,071
7.	剰 余 金			
(1)	利 益 剰 余 金			
	イ 減 債 積 立 金	37,778		
	ロ 利 益 積 立 金	5,100		
ハ	当年度未処分利益剰余金			
	繰越利益剰余金年度末残高	1,318,699		
	当 年 度 純 利 益	<u>178,270</u>		
	利 益 剰 余 金 合 計		<u>1,539,847</u>	<u>1,539,847</u>
	剰 余 金 合 計			<u>11,285,918</u>
	資 本 合 計			<u>21,597,221</u>
	負 債 資 本 合 計			<u>21,597,221</u>

平成28年度大垣市水道事業会計補正予算実施計画明細書

収益的収入

- (款) 1. 水道事業収益
(項) 2. 営業外収益

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	金額	
3. 雑収益	163,900	△ 15,100	148,800	その他雑収益	△ 15,100	累計 73,100
計	358,300	△ 15,100	343,200			

収益的支出

- (款) 1. 水道事業費用
(項) 1. 営業費用

(単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明
				区	金額	
2. 配水及び給水費	408,800	△ 14,300	394,500	修繕費	△ 14,300	累計 255,490
計	1,798,200	△ 14,300	1,783,900			

(款) 1. 水道事業費用
 (項) 2. 営業外費用
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 消費税及び 地方消費税	41,000	22,000	63,000	消費税及び 地方消費税	22,000	
計	176,300	22,000	198,300			

資 本 的 収 入

(款) 1. 資本的収入
 (項) 2. 負担金
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節		説明
				区分	金額	
2. 工事負担金	63,000	△ 27,700	35,300	工事負担金	△ 27,700	
計	83,000	△ 27,700	55,300			

資本的支出

(款) 1. 資本的支出
 (項) 1. 建設改良費
 (単位:千円)

目	補正前の額	補正額	計	節分		説明	明
				区	金額		
2. 配水管布設工事費	686,000	△ 48,200	637,800	工事請負費	△ 48,200		
計	913,800	△ 48,200	865,600				

議第26号

大垣市養老線支援基金条例の制定について

大垣市養老線支援基金条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市養老線支援基金条例

(設置)

第1条 近畿日本鉄道株式会社からの寄附金を受け、養老線の存続を支援するため、大垣市養老線支援基金（以下「基金」という。）を設置する。

(積立て)

第2条 前条の寄附金は、基金として積み立てるものとする。ただし、必要があるときは、予算で定める額を積み立てることができる。

(管理)

第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

2 基金に属する現金は、必要に応じ、最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(運用益金の処理)

第4条 基金の運用から生ずる収益は、一般会計歳入歳出予算に計上して、基金の目的に要する経費の財源に充てるもののほか、基金に編入するものとする。

(繰替運用)

第5条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

(処分)

第6条 基金は、基金の目的を達成するため必要と認められる事業の財源に充てる場合に限り、これを処分することができる。

(目的外の取崩し)

第7条 前条の規定にかかわらず、市長は、基金に属する現金を預貯金等（預金保険法（昭和46年法律第34号）第2条第2項に規定する預金等及び農水産業協同組合貯金保険法（昭和48年法律第53号）第2条第2項に規定する貯金等をいう。以下同じ。）として金融機関に預入れし、又は信託して

いる場合において、当該金融機関に係る保険事故（預金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故及び農水産業協同組合貯金保険法第49条第2項各号に掲げる保険事故をいう。）が発生したときは、当該金融機関に対する債務（借入金に係る債務及び保証契約に基づく債務をいう。）と当該預貯金等に係る債権を相殺するため、基金を取り崩すことができる。

（委任）

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 27 号

大垣市職員定数条例の一部改正について

大垣市職員定数条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員定数条例の一部を改正する条例

大垣市職員定数条例（昭和 24 年条例第 22 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条第 1 号イ中「1, 440 人」を「1, 520 人」に改める。

附 則

この条例は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

議第28号

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部改正について

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成7年条例第1号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項及び第2項中「その子」の次に「（民法（明治29年法律第89号）第817条の2第1項の規定により職員が当該職員との間における同項に規定する特別養子縁組の成立について家庭裁判所に請求した者（当該請求に係る家事審判事件が裁判所に係属している場合に限る。）であって、当該職員が現に監護するもの、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第27条第1項第3号の規定により同法第6条の4第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童その他これらに準ずる者として市の規則で定める者を含む。以下この項及び次条第1項から第3項までにおいて同じ。）」を加える。

第8条の4第4項中「第1項及び前項」を「前3項」に改め、同項中「あるのは「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障があるもの（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該子を養育」とあるのは「要介護者のある職員が、市の規則の定めるところにより、当該要介護者を介護」を「あり、第2項中「3歳に満たない子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあり、及び前項中「小学校就学の始期に達するまでの子のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該子を養育」とあるのは、「第16条第1項に規定する日常生活を営むのに支障がある者（以下「要介護者」という。）のある職員が、市の規則で定めるところにより、当該要介護者を介護」と、第1項中「深夜における」とあるのは「深夜（午後10時から翌日の午前5時までの間をいう。）における」と、第2項中「当該請求した職員の業務を処理するための措置を講ずることが著しく困難である」とあるのは「公務の運営に支障がある」に改める。

第11条第2号中「介護休暇」を「介護休暇
介護時間」に改める。

第16条を次のように改める。

(介護休暇)

第16条 介護休暇は、職員が要介護者（配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。）、父母、子、配偶者の父母その他市の規則で定める者で負傷、疾病又は老齢により市の規則で定める期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。）の介護をするため、任命権者が市の規則の定めるところにより、職員の申出に基づき、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、3回を超えず、かつ、通算して6月を超えない範囲内で指定する期間（以下「指定期間」という。）内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護休暇の期間は、指定期間内において必要と認められる期間とする。

第16条の次に次の1条を加える。

(介護時間)

第16条の2 介護時間は、職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間（当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。）内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇とする。

2 介護時間の時間は、前項に規定する期間内において1日につき2時間を超えない範囲内で必要と認められる時間とする。

第17条第2項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、附則第5項中第5条第2項の改正規定は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正前の第17条第2項の規定により介護休暇の承認を受けた職員であって、施行日において当該介護休暇の初日（以下この項において単に「初日」という。）から起算して6月を経過していないものの当該介護休暇に係る改正後の第16条第1項に規定する指定期間については、任命権者は、市の規則の定めるところにより、初日から当該職員の申出に基づく施行日以後の日（初日から起算して6月を経過する日までの日に限る。）までの期間を指定

するものとする。

- 3 施行日から平成29年3月31日までの間は、第8条の3第1項及び第2項中「第2号に規定する養子縁組里親である職員に委託されている児童」とあるのは、「第1項に規定する里親である職員に委託されている児童のうち、当該職員が養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

(大垣市職員の給与に関する条例の一部改正)

- 4 大垣市職員の給与に関する条例(昭和26年条例第10号)の一部を次のように改正する。

第16条第1項中「及び介護休暇」を「、介護休暇及び介護時間」に改める。

(大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

- 5 大垣市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第23号)の一部を次のように改正する。

第5条第2項第2号中「及び孫」を削り、同項中第5号を第6号とし、第4号を第5号とし、第3号を第4号とし、第2号の次に次の1号を加える。

(3) 満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫

第15条第2項を次のように改める。

- 2 職員が部分休業(当該職員が、その小学校就学の始期に達するまでの子を養育するため、大学その他の教育施設における修学のため又は55歳以上のため1日の勤務時間の一部を勤務しないことをいう。)、介護休暇(当該職員が要介護者(配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下この項において同じ。))、父母、子、配偶者の父母その他市長が指定する者で負傷、疾病又は老齢により市長が指定する期間にわたり日常生活を営むのに支障があるものをいう。以下同じ。)の介護をするため、市長が指定する期間(以下「指定期間」という。)内において勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)及び介護時間(当該職員が要介護者の介護をするため、要介護者の各々が当該介護を必要とする一の継続する状態ごとに、連続する3年の期間(当該要介護者に係る指定期間と重複する期間を除く。)内において1日の勤務時間の一部につき勤務しないことが相当であると認められる場合における休暇をいう。)の承認を受けて勤務しない場合には、前項の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

議第 29 号

大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部改正について

大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例

大垣市職員の育児休業等に関する条例（平成 4 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の 2 を第 2 条の 3 とし、第 2 条の次に次の 1 条を加える。

（育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者）

第 2 条の 2 育児休業法第 2 条第 1 項の条例で定める者は、児童福祉法（昭和 22 年法律第 164 号）第 6 条の 4 第 1 号に規定する養育里親である職員（児童の親その他の同法第 27 条第 4 項に規定する者の意に反するため、同項の規定により、同法第 6 条の 4 第 2 号に規定する養子縁組里親として当該児童を委託することができない職員に限る。）に同法第 27 条第 1 項第 3 号の規定により委託されている当該児童とする。

第 3 条第 1 号を次のように改める。

(1) 育児休業をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児休業の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 死亡した場合

イ 養子縁組等により職員と別居することとなった場合

第 3 条中第 5 号を第 6 号とし、第 2 号から第 4 号までを 1 号ずつ繰り下げ、第 1 号の次に次の 1 号を加える。

(2) 育児休業をしている職員が第 5 条に規定する事由に該当したことにより当該育児休業の承認が取り消された後、同条に規定する承認に係る子が次に掲げる場合に該当することとなったこと。

ア 前号ア又はイに掲げる場合

イ 民法（明治 29 年法律第 89 号）第 817 条の 2 第 1 項の規定による請求に係る家事審判事件が終了した場合（特別養子縁組の成立の審判が確定した場合を除く。）又は養子縁組が成立しないまま児童福祉法第 27 条第 1 項第 3 号の規定による措置が解除された場合

第12条第1号を次のように改める。

- (1) 育児短時間勤務（育児休業法第10条第1項に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員が、産前の休業を始め、又は出産したことにより、当該育児短時間勤務の承認が効力を失った後、当該産前の休業又は出産に係る子が第3条第1号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第12条中第6号を第7号とし、第2号から第5号までを1号ずつ繰り下げ、第1号の次に次の1号を加える。

- (2) 育児短時間勤務をしている職員が、第15条第1号に掲げる事由に該当したことにより当該育児短時間勤務の承認が取り消された後、同号に規定する承認に係る子が第3条第2号ア又はイに掲げる場合に該当することとなったこと。

第21条第2項中「を承認されている」を「又は勤務時間条例第16条の2第1項の規定による介護時間の承認を受けて勤務しない」に改め、「当該育児時間」の次に「又は当該介護時間の承認を受けて勤務しない時間」を加える。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日（以下「施行日」という。）から施行する。

（経過措置）

- 2 施行日から平成29年3月31日までの間は、第2条の2中「第6条の4第1号」とあるのは「第6条の4第2項」と、「第6条の4第2号に規定する養子縁組里親」とあるのは「第6条の4第1項に規定する里親であって養子縁組によって養親となることを希望している者」とする。

議第30号

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部改正について

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例の一部を改正する条例

大垣市に常時勤務を要する特別職の給与の特例に関する条例（平成15年条例第3号）の一部を次のように改正する。

附則第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 31 号

大垣市税条例等の一部改正について

大垣市税条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市税条例等の一部を改正する条例

(大垣市税条例の一部改正)

第 1 条 大垣市税条例(昭和 25 年条例第 24 号)の一部を次のように改正する。

附則第 5 条の 6 の 2 第 1 項中「平成 41 年度」を「平成 43 年度」に、「平成 31 年」を「平成 33 年」に改める。

附則第 19 条第 1 項中「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 66 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 2 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 66 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 3 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 66 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改め、同条第 4 項中「規定する」を「掲げる」に、「平成 27 年 4 月 1 日から平成 28 年 3 月 31 日まで」を「平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで」に、「において、平成 28 年度分」を「には、平成 29 年度分」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条の」を加え、同項の表中「第 66 条第 2 号ア」を「第 2 号ア」に改める。

第 2 条 大垣市税条例の一部を次のように改正する。

第 11 条の 3 中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第 12 条中「)、第 34 条の 7、第 48 条」の次に「、第 65 条の 7 第 1 項」を加え、同条第 2 号及び第 3 号中「第 80 条第 1 項」を「第 65 条の 7 第 1 項の申告書、第 80 条第 1 項」に改める。

第 26 条の 5 中「100 分の 9.7」を「100 分の 6」に改める。

第 64 条第 1 項及び第 2 項を次のように改める。

軽自動車税は、三輪以上の軽自動車に対し、当該三輪以上の軽自動車の

取得者に環境性能割によって、軽自動車等に対し、当該軽自動車等の所有者に種別割によって課する。

- 2 前項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者には、法第443条第2項に規定する者を含まないものとする。

第64条第3項中「第443条第1項」を「第445条第1項」に、「によって、軽自動車税」を「により種別割」に、「においては」を「には、第1項の規定にかかわらず」に改め、同項ただし書中「もの」を「軽自動車等」に改める。

第65条（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条を第65条の3とし、第64条の2を第65条の2とし、第64条の次に次の1条を加える。

（軽自動車税のみならず課税）

第65条 軽自動車等の売買契約において売主が当該軽自動車等の所有権を留保している場合には、軽自動車税の賦課徴収については、買主を前条第1項に規定する三輪以上の軽自動車の取得者（以下この節において「三輪以上の軽自動車の取得者」という。）又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 2 前項の規定の適用を受ける売買契約に係る軽自動車等について、買主の変更があったときは、新たに買主となる者を三輪以上の軽自動車の取得者又は軽自動車等の所有者とみなして、軽自動車税を課する。

- 3 法第444条第3項に規定する販売業者等（以下この項において「販売業者等」という。）が、その製造により取得した三輪以上の軽自動車又はその販売のためその他運行（道路運送車両法第2条第5項に規定する運行をいう。次項において同じ。）以外の目的に供するため取得した三輪以上の軽自動車について、当該販売業者等が、法第444条第3項に規定する車両番号の指定を受けた場合（当該車両番号の指定前に第1項の規定の適用を受ける売買契約の締結が行われた場合を除く。）には、当該販売業者等を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

- 4 法の施行地外で三輪以上の軽自動車を取得した者が、当該三輪以上の軽自動車を法の施行地内に持ち込んで運行の用に供した場合には、当該三輪以上の軽自動車を運行の用に供する者を三輪以上の軽自動車の取得者とみなして、環境性能割を課する。

第65条の3の次に次の6条を加える。

（環境性能割の課税標準）

第65条の4 環境性能割の課税標準は、三輪以上の軽自動車の取得のため

に通常要する価額として施行規則第15条の10に定めるところにより算定した金額とする。

(環境性能割の税率)

第65条の5 次の各号に掲げる三輪以上の軽自動車に対して課する環境性能割の税率は、当該各号に定める率とする。

- (1) 法第451条第1項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の1
- (2) 法第451条第2項(同条第4項において準用する場合を含む。)の規定の適用を受けるもの 100分の2
- (3) 法第451条第3項の規定の適用を受けるもの 100分の3

(環境性能割の徴収の方法)

第65条の6 環境性能割の徴収については、申告納付の方法によらなければならない。

(環境性能割の申告納付)

第65条の7 環境性能割の納税義務者は、法第454条第1項各号に掲げる三輪以上の軽自動車の区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による申告書を市長に提出するとともに、その申告に係る環境性能割額を納付しなければならない。

- 2 三輪以上の軽自動車の取得者(環境性能割の納税義務者を除く。)は、法第454条第1項各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時又は日までに、施行規則第33号の4様式による報告書を市長に提出しなければならない。

(環境性能割に係る不申告等に関する過料)

第65条の8 環境性能割の納税義務者が前条の規定により申告し、又は報告すべき事項について正当な事由がなくて申告又は報告をしなかった場合には、その者に対し、10万円以下の過料を科する。

- 2 前項の過料の額は、情状により、市長が定める。
- 3 第1項の過料を徴収する場合において発する納入通知書に指定すべき納期限は、その発付の日から10日以内とする。

(環境性能割の減免)

第65条の9 市長は、公益のため直接専用する三輪以上の軽自動車又は第72条第1項各号に掲げる軽自動車等(三輪以上のものに限る。)のうち必要と認めるものに対しては、環境性能割を減免する。

- 2 前項の規定による環境性能割の減免を受けるための手続その他必要な事項については、規則で定める。

第66条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条中「軽自動車税の税率は、次の各号に掲げる軽自動車等に対し」を「次の各号に掲げる軽自動車等に対して課する種別割の税率は、」に改め、同条第2号ア及びイを次のように改める。

ア 軽自動車

(ア) 二輪のもの（側車付のものを含む。） 年額 3,600円

(イ) 三輪のもの 年額 3,900円

(ウ) 四輪以上のもの

a 乗用のもの

営業用 年額 6,900円

自家用 年額 10,800円

b 貨物用のもの

営業用 年額 3,800円

自家用 年額 5,000円

(エ) 専ら雪上を走行するもの 年額 3,600円

イ 小型特殊自動車

(ア) 農耕作業用のもの 年額 2,400円

(イ) その他のもの 年額 5,900円

第67条の見出し並びに同条第1項及び第2項並びに第67条の2（見出しを含む。）中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第69条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本節」を「この節」に、「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第2項及び第3項中「第33号の4様式」を「第33号の4の2様式」に改め、同条第4項中「第64条第2項」を「第65条第1項」に改め、「の各号」を削る。

第70条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「第64条第2項」を「第65条第1項」に改める。

第71条の見出し中「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第1項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第72条の見出し中「身体障害者に対する軽自動車税」を「身体障害者等に対する種別割」に改め、同条第1項中「次の各号に掲げる軽自動車等」を「次に掲げる軽自動車等のうち、市長において必要があると認めるもの」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、「ことができる」を削り、同項第1号

中「のうち、市長が必要と認めるもの」を削り、同条第2項中「軽自動車税」を「種別割」に、「本項」を「この項」に改め、「の各号」を削り、同条第3項中「軽自動車税」を「種別割」に、「第71条第2項各号」を「前条第2項各号」に改め、同条第4項中「軽自動車税」を「種別割」に改める。

第73条第2項中「第443条」を「第445条」に、「第64条の2」を「第65条の2」に、「軽自動車税」を「種別割」に改め、同条第6項中「軽自動車税」を「種別割」に、「課されない」を「課される」に改める。

附則第18条の次に次の5条を加える。

(軽自動車税の環境性能割の賦課徴収の特例)

第18条の2 軽自動車税の環境性能割の賦課徴収は、当分の間、第1章第2節の規定にかかわらず、県が、自動車税の環境性能割の賦課徴収の例により、行うものとする。

(軽自動車税の環境性能割の減免の特例)

第18条の3 市長は、当分の間、第65条の9の規定にかかわらず、県知事が自動車税の環境性能割を減免する自動車に相当するものとして市長が定める三輪以上の軽自動車に対しては、軽自動車税の環境性能割を減免する。

(軽自動車税の環境性能割の申告納付の特例)

第18条の4 第65条の7の規定による申告納付については、当分の間、同条中「市長」とあるのは、「県知事」とする。

(軽自動車税の環境性能割に係る徴収取扱費の交付)

第18条の5 市は、県が軽自動車税の環境性能割の賦課徴収に関する事務を行うために要する費用を補償するため、法附則第29条の16第1項に掲げる金額の合計額を、徴収取扱費として県に交付する。

(軽自動車税の環境性能割の税率の特例)

第18条の6 営業用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の5の規定の適用については、当分の間、次の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

第1号	100分の1	100分の0.5
第2号	100分の2	100分の1
第3号	100分の3	100分の2

2 自家用の三輪以上の軽自動車に対する第65条の5（第3号に係る部分に限る。）の規定の適用については、同号中「100分の3」とあるのは、「100分の2」とする。

附則第19条の見出し中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同条

第1項中「初めて道路運送車両法第60条第1項後段の規定による」を「最初の法第444条第3項に規定する」に改め、「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、同項の表を次のように改める。

第2号ア(イ)	3,900円	4,600円
第2号ア(ウ)a	6,900円	8,200円
	10,800円	12,900円
第2号ア(ウ)b	3,800円	4,500円
	5,000円	6,000円

附則第19条第2項から第4項までを削る。

(大垣市税条例等の一部を改正する条例の一部改正)

第3条 大垣市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第27号)の一部を次のように改正する。

附則第5条中「軽自動車税」の次に「の種別割」を加え、「新条例第66条及び新条例」を「大垣市税条例第66条及び」に改め、「左欄に掲げる」の次に「同条例の」を加え、同条の表を次のように改める。

第66条第2号ア(イ)	3,900円	3,100円
第66条第2号ア(ウ)a	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
第66条第2号ア(ウ)b	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円
附則第19条	第66条	大垣市税条例等の一部を改正する条例(平成26年条例第27号。以下この条において「平成26年改正条例」という。)附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条
附則第19条の表第2号ア(イ)の項	第2号ア(イ)	平成26年改正条例附則第5条の規定により読み替えて適用される第66条第2号ア(イ)
	3,900円	3,100円
附則第19条の表第2号ア(ウ)aの項	第2号ア(ウ)a	平成26年改正条例附則第5条の規定により

		読み替えて適用される 第66条第2号ア(ウ) a
	6,900円	5,500円
	10,800円	7,200円
附則第19条の表第 2号ア(ウ) bの項	第2号ア(ウ) b	平成26年改正条例附 則第5条の規定により 読み替えて適用される 第66条第2号ア(ウ) b
	3,800円	3,000円
	5,000円	4,000円

第4条 大垣市税条例等の一部を改正する条例（平成27年条例第31号）の一部を次のように改正する。

附則第5条第7項の表第12条第3号の項中「第80条第1項」を「第65条の7第1項の申告書、第80条第1項」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、平成31年10月1日（以下「施行日」という。）から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- (1) 第1条中附則第5条の6の2の改正規定 公布の日
- (2) 第1条中附則第19条の改正規定及び附則第3条の規定 平成29年4月1日

（市民税に関する経過措置）

第2条 第2条の規定による改正後の大垣市税条例（附則第4条において「新条例」という。）第26条の5の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の市民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の市民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の市民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の市民税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第3条 第1条の規定による改正後の大垣市税条例附則第19条の規定は、平成29年度分の軽自動車税について適用する。

第4条 新条例の規定中軽自動車税の環境性能割に関する部分は、施行日以後に取得された三輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割について適用する。

- 2 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、平成32年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、平成31年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

議第 3 2 号

大垣市手数料徴収条例の一部改正について

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市手数料徴収条例の一部を改正する条例

大垣市手数料徴収条例（平成 1 2 年条例第 2 号）の一部を次のように改正する。

別表 1 1 の部 6 の項事務の内容の欄中「5」を「8」に改め、同項を同部 9 の項とし、同部 5 の項を同部 8 の項とし、同部 4 の項事務の内容の欄中「3に」を「6に」に改め、同項中「第 8 条第 1 号イ(2)」を「第 1 0 条第 1 号イ(2)」に改め、同項を同部 7 の項とし、同部 3 の項を同部 6 の項とし、同部 2 の項事務の内容の欄中「1に」を「4に」に改め、同項中「建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 2 8 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この部において「省令」という。）第 8 条第 1 号イ(2)」を「省令第 1 0 条第 1 号イ(2)」に改め、同項を同部 5 の項とし、同部 1 の項を同部 4 の項とし、同項の前に次の 3 項を加える。

<p>1 法第 12 条第 1 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に対する審査又は法第 13 条第 2 項に規定する建築物エネルギー消費性能確保計画の通知に対する審査</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定申請手数料</p>	<p>1 件につき</p>	<p>ア 住宅以外の建築物（用途が工場である建築物その他市長が定める建築物（以下この部において「工場等」という。）を除く。）（建築物エネルギー消費性能基準等を定める省令（平成 28 年経済産業省・国土交通省令第 1 号。以下この部において「省令」という。）第 1 条第 1 項第 1 号ロの基準を満たしていることを確認する場合） 床面積が 300 平方メートル以下のときは 9 万</p>
---	-------------------------------	---------------	--

2,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは15万4,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは24万8,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは32万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは39万円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは45万7,000円

イ 住宅以外の建築物(工場等を除く。)(アに掲げるものを除く。)

床面積が300平方メートル以下のときは25万6,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは40万7,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは58万円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは71万1,000

			<p>円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは83万8,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは95万6,000円</p> <p>ウ 工場等</p> <p>床面積が300平方メートル以下のときは1万9,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは4万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは9万9,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは15万1,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは18万7,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは23万3,000円</p>
2	<p>法第12条第2項に規定する変更後の建築物エネルギー消費性能確保計画の提出に対する審査又は同法第13条第3項に規定する変更後の建築物エネ</p>	<p>建築物エネルギー消費性能適合性判定変更申請手数料</p>	<p>1件につき</p> <p>ア 住宅以外の建築物(工場等を除く。)(省令第1条第1項第1号口の基準を満たしていることを確認する場合)</p> <p>床面積が300平方メー</p>

ルギー消費性能確保計画
の通知に対する審査

トル以下のときは4万
7,000円、床面積が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
下のときは8万円、床面
積が2,000平方メー
トルを超え5,000平方メ
ートル以下のときは13万
3,000円、床面積が
5,000平方メートルを
超え1万平方メートル以
下のときは17万6,000
円、床面積が1万平方
メートルを超え2万
5,000平方メートル以
下のときは21万2,000
円、床面積が2万5,000
平方メートルを超える
ときは25万円

イ 住宅以外の建築物(工
場等を除く。)(アに掲げ
るものを除く。)

床面積が300平方メー
トル以下のときは12万
9,000円、床面積が300
平方メートルを超え
2,000平方メートル以
下のときは20万7,000
円、床面積が2,000平方
メートルを超え5,000
平方メートル以下のと
きは29万8,000円、床面
積が5,000平方メー
トルを超え1万平方メー

			<p>ル以下のときは36万9,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは43万6,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは50万円</p> <p>ウ 工場等</p> <p>床面積が300平方メートル以下のときは1万1,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは2万2,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは5万8,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは8万9,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは11万円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは13万8,000円</p>
3 建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行規則(平成28年国土交通省令第5号)第11条の規定に基づく求めに	軽微変更該当証明書交付手数料	1件につき	ア 住宅以外の建築物(工場等を除く。)(省令第1条第1項第1号ロの基準を満たしていることを確認する場合)

対する審査

床面積が300平方メートル以下のときは2万3,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは4万円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは6万6,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは8万8,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは10万6,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは12万5,000円

イ 住宅以外の建築物(工場等を除く。)(アに掲げるものを除く。)

床面積が300平方メートル以下のときは6万4,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは10万3,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは14万9,000円、床面積が5,000平方メー

			<p>ルを超え1万平方メートル以下のときは18万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは21万8,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは25万円</p> <p>ウ 工場等</p> <p>床面積が300平方メートル以下のときは5,000円、床面積が300平方メートルを超え2,000平方メートル以下のときは1万1,000円、床面積が2,000平方メートルを超え5,000平方メートル以下のときは2万9,000円、床面積が5,000平方メートルを超え1万平方メートル以下のときは4万4,000円、床面積が1万平方メートルを超え2万5,000平方メートル以下のときは5万5,000円、床面積が2万5,000平方メートルを超えるときは6万9,000円</p>
--	--	--	--

別表備考3中「11の部1の項、3の項及び5の項」を「11の部4の項、6の項及び8の項」に改め、同表備考7ウ中「それぞれの項」を「4の項から9の項まで」に、「6の項」を「9の項」に、「2の項及び4の項」を「5の項及び7の項」に改め、同表備考7ウを同表備考7エとし、同表備考7イ中「そ

それぞれの項」を「4の項から9の項まで」に、「6の項」を「9の項」に改め、同表備考7イを同表備考7ウとし、同表備考7ア中「それぞれの項」を「4の項から9の項まで」に、「6の項」を「9の項」に、「2の項及び4の項」を「5の項及び7の項」に改め、同表備考7アを同表備考7イとし、同表備考7にアとして次のように加える。

ア 11の部1の項から3の項までにおける申請に係る住宅以外の建築物が住宅以外の建築物の部分（工場等の部分を除く。）及び工場等の部分からなる建築物の場合 11の部1の項から3の項までのア又はイに掲げる住宅以外の建築物の部分（工場等の部分を除く。）の床面積に応じた額に、ウに掲げる工場等の部分の床面積に応じた額を合計した額（当該建築物を11の部1の項から3の項までのア又はイに掲げる住宅以外の建築物としたときの床面積に応じた額を超える場合は、当該額）

別表備考7を同表備考8とし、同表備考6の次に次のように加える。

7 11の部1の項から3の項までにおいて「床面積」とは、建築物エネルギー消費性能適合性判定を行う建築物の床面積をいう。

附 則

この条例は、平成29年4月1日から施行する。

議第 3 3 号

大垣市日本昭和音楽村条例の一部改正について

大垣市日本昭和音楽村条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 2 9 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市日本昭和音楽村条例の一部を改正する条例

大垣市日本昭和音楽村条例（平成 1 7 年条例第 3 7 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条ただし書及び各号を削る。

別表第 1 及び別表第 2 を次のように改める。

別表第 1（第 2 条、第 5 条関係）

施設の名称	位置
江口夜詩記念館 水嶺湖音楽スタジオ 水嶺湖野外ステージ 水嶺湖コテージ カフェレストラン	大垣市上石津町下山 2011 番地

別表第 2（第 8 条関係）

1 施設使用料

区分			午前	午後	夜間	時間外1時間 当たりの超過 料金
			9:00～12:00	13:00～16:30	17:30～21:00	
江口夜詩記念館	水嶺湖 ホール	平日	円 3,000	円 6,000	円 9,000	円 3,000
		土日祝日	5,000	10,000	15,000	3,000
	ホール 楽屋	大部屋	400	500	1,000	400
		小部屋	300	400	900	300
水嶺湖音楽		平日	1,000	1,500	3,500	700

スタジオ	土日祝日	1,500	2,000	4,000	1,000
水嶺湖野外 ステージ	平日	500	500	—	300
	土日祝日	1,000	1,000	—	600

備考

- (1) 水嶺湖コテージと同時に使用する場合の施設使用料は、この表に掲げる使用料に100分の90を乗じて得た額とする。
- (2) 練習又は準備のために使用する場合の水嶺湖ホールの使用料は、この表に掲げる使用料に100分の60を乗じて得た額とする。
- (3) 水嶺湖ホールの冷房設備又は暖房設備の使用料は、1時間当たり2,090円とする。
- (4) 使用時間を算定する場合において1時間未満の端数が生じたときは、これを1時間に切り上げるものとする。
- (5) 水嶺湖音楽スタジオの夜間使用は、水嶺湖ホール又は水嶺湖コテージの使用者に限るものとする。

2 水嶺湖コテージ使用料

区分	平日泊	休前日泊
A棟	円 15,000	円 20,000
B棟	15,000	20,000
C棟	17,000	22,000

備考

- (1) 「平日泊」とは、「休前日泊」以外の宿泊をいう。
- (2) 「休前日泊」とは、土曜日及び休日（国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日をいう。）の前日の宿泊をいう。
- (3) 使用料には、冷房設備、暖房設備その他水嶺湖コテージに附属する設備の使用料を含む。
- (4) リネン代として別途1人当たり300円を徴収する。
- (5) 小学生以下の利用は、1人1泊当たり500円を減額する。
- (6) 2連泊以上使用する場合は、次のとおりとする。

ア 平日泊のみの場合 2泊目以降の平日泊使用料は、この表に掲げる

使用料に100分の50を乗じて得た額

イ 平日泊と休前日泊を含む場合 平日泊使用料は、この表に掲げる使用料に100分の50を乗じて得た額

別表第3中「エフエヌ音楽館」を「カフェレストラン」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成29年4月1日(以下「施行日」という。)から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、施行日以後の許可に係る使用料について適用し、施行日前の許可に係る使用料については、なお従前の例による。

議第34号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

大垣市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第21条第1項第2号中「26万5,000円」を「27万円」に改め、同項第3号中「48万円」を「49万円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第21条の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度分までの保険料については、なお従前の例による。

議第 35 号

大垣市視聴覚ライブラリー設置条例の廃止について

大垣市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

大垣市視聴覚ライブラリー設置条例を廃止する条例

大垣市視聴覚ライブラリー設置条例（昭和 53 年条例第 31 号）は、廃止する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。
（大垣市スイトピアセンター条例の一部改正）
- 2 大垣市スイトピアセンター条例（平成 3 年条例第 25 号）の一部を次のように改正する。
別表第 1 学習館の部視聴覚制作室の項を削る。

議第 36 号

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市介護保険条例の適用の経過措置に関する条例の廃止について

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市介護保険条例の適用の経過措置に関する条例を廃止する条例を次のとおり制定するものとする。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市介護保険条例の適用の経過措置に関する条例を廃止する条例

上石津町及び墨俣町の編入に伴う大垣市介護保険条例の適用の経過措置に関する条例（平成 17 年条例第 48 号）は、廃止する。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議第 37 号

大垣市未来ビジョン基本構想の策定について

大垣市議会の議決すべき事件を定める条例（平成 28 年条例第 1 号）第 2 条第 1 号の規定に基づき、大垣市未来ビジョン基本構想を別冊のとおり策定するものとする。

平成 29 年 3 月 6 日 提出

大垣市長 小 川 敏

報第1号

専決処分の報告並びにその承認について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第3項の規定に基づき報告し、その承認を求めるものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

専第16号

大垣市国民健康保険条例の一部改正について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定に基づき、大垣市国民健康保険条例の一部改正について、次のとおり専決処分する。

平成28年12月28日 専決

大垣市長 小川 敏

大垣市国民健康保険条例の一部を改正する条例

第1条 大垣市国民健康保険条例（昭和35年条例第14号）の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第21条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第21条第1項第1号中「附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」の次に「、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額、同条第4項に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第2条 大垣市国民健康保険条例の一部を次のように改正する。

第15条第1項中「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「に該当する」を「の適用がある」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所

得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

第21条第1項第1号中「また」を削り、「配当所得の金額」を「配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）」に、「附則第35条の2第6項」を「附則第35条の2第5項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の3第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、同法附則第35条の2の2第5項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項」を「附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成29年1月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 第2条の規定による改正後の大垣市国民健康保険条例の規定は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

報第2号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

専第15号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成28年12月26日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 33万4,238円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 平成28年9月17日午後2時40分頃、大垣市外
渕2丁目66番2地先において、本市生活安全課職
員が運転する公用車が相手方が運転する自動車に
接触し、損害を与えた。 |

報第3号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

専第1号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成29年1月31日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|--|
| 1 | 損害賠償の額 | 5万7,000円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 平成28年12月13日午前10時頃、大垣市長沢町6丁目54番地1において、本市建築課職員が運転する公用車が相手方所有のブロック塀に接触し、損害を与えた。 |

報第4号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定に基づき報告するものとする。

平成29年3月6日 提出

大垣市長 小川 敏

専第2号

損害賠償の額の決定について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定に基づき、損害賠償の額の決定について、次のとおり専決処分する。

平成29年2月9日 専決

大垣市長 小川 敏

- | | | |
|---|----------|---|
| 1 | 損害賠償の額 | 3万240円 |
| 2 | 損害賠償の相手方 | ●●●●●●●●●●
●●●●● |
| 3 | 事故の概要 | 平成28年12月9日午後2時30分頃、大垣市美和町1785番地において、南中学校のサッカー部の活動中、生徒が蹴ったボールが相手方所有の家屋の屋根瓦に接触し、損害を与えた。 |